

裁 決 書

審査請求人 X

Y

審査請求人ら代理人

弁護士 A

弁護士 B

処 分 庁 葛飾区児童相談所長

審査請求人が令和6年5月29日付けで提起した処分庁による令和6年3月1日付け指導措置決定処分（5葛児児第1911号。C（以下「本件児童」という。）に係るもの。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

1 事案の概要

東京都足立児童相談所長（以下「足立児相所長」という。）は、令和5年9月22日付けで、本件児童について法第33条により一時保護決定を行った。その後、葛飾区児童相

談所が同年10月1日付けで設置されたことから、本件児童は処分庁において一時保護されることとなった。処分庁は、令和6年3月1日付けで、本件児童について一時保護解除決定を行うとともに本件処分を行い、同月4日に審査請求人らに通知した。審査請求人らは、本件処分を不服とし、同年5月29日付けで本件審査請求を提起した。処分庁は、本件処分による措置（以下「本件措置」という。）を令和8年3月5日付け措置解除決定通知書（7葛児児第4357-3号）により解除した。

2 前提となる事実

(1) 本件児童は、住所地において審査請求人ら及び弟D（以下「D」という。）とともに居住していた。本件児童は平成23年6月生まれである。

(2) X（以下「審査請求人養父」という。）及びY（以下「審査請求人母」という。）（以下請求人養父及び請求人母を総称して「審査請求人ら」という。）は、令和5年9月22日、相互暴力により血を流すほどの喧嘩をし、本件児童及びDはその喧嘩を目撃した（以下「本件喧嘩」という。）。また、本件喧嘩の最中に審査請求人養父が審査請求人母に向けて投げた物が、Dの額部分に当たり、同人に皮下血腫ができた。

警視庁亀有警察署は、審査請求人母からの110番通報を端緒として、本件喧嘩を認知し、本件児童に対する心理的虐待の疑い、Dに対する身体的虐待の疑いにより、足立児相所長に対し、いわゆる身柄通告を行った。

足立児相所長は、同日付けで、本件児童について法第33条により一時保護決定を行った。一時保護の必要性としては、本件児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る目的及び本件児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する目的があった。また、一時保護の理由は、本件児童の安全確保・緊急保護のため、虐待等より児童を家庭から一時引き離す必要があったため、アセスメント（状況把握、行動観察等）のためであった。

その後、葛飾区児童相談所が同年10月1日付けで設置されたことから、本件児童は処分庁において一時保護されることとなった。

(3) 足立児相所長及び処分庁が、一時保護開始日から11月8日までにDから聴取した内容は以下のとおりである。

ア 今回の一時保護のきっかけとなった審査請求人らの本件喧嘩や額の受傷は、審査請求人ら二人がもみ合いになったことに耐えかねてDが間に割って入ったところ、

審査請求人養父が投げたものがDの額に当たったことによるものである。

イ これまでにも今回と同じような夫婦喧嘩があり、それを目撃していやな気持ちとなったことがある。また、躰として審査請求人らから暴力を受けたことがある。

ウ Dは、審査請求人母自体は好いているものの、酒に酔った審査請求人母とは一緒にいたくない、審査請求人養父は嫌いではない。

エ Dは、一時保護当初は家に帰りたいという気持ちを述べていたが、その後、審査請求人らの暴力や喧嘩がなくなると帰りたくないという気持ちを話すようになった。

(4) 足立児相所長及び処分庁が、一時保護開始日から11月8日までに本件児童から聴取した内容及び処分庁の見解は以下のとおりである。

ア 本件児童には、近時審査請求人らから暴力をふるわれたという訴えはないが、過去には審査請求人養父からの暴力があった旨の語りがみられた。本件児童は、審査請求人らのDに対する暴力や夫婦喧嘩に対して強い嫌悪感を示した。

イ 処分庁は、本件児童の語りの様子から、本件児童の心理的な傷つき、悪影響は相当程度根深いことがうかがえ、語られている以上に、傷つきの原因となる出来事が起きていたことも推察されるとしている。

ウ 本件児童は審査請求人らの不満や不安の気持ちを抱えていることを、当初は審査請求人らに開示しないでほしいとの希望を有していた。その後、開示することは承諾したものの、強い不安を示していた。

エ 本件児童は、審査請求人養父に対しては強い嫌悪感を示しており、審査請求人養父をかばう審査請求人母に対しても複雑な感情を抱いている様子であると処分庁は認識していた。

オ 本件児童は、Dへの暴力がなくなってほしい、それがなくなるまでは帰りたくないという気持ちを話した。その一方で、前記のとおりのような気持ちを抱えていることを審査請求人らに知られたくないとも話していて、自分が我慢することでもよくやり過ごした方が良いのかとも考えていた。

カ 処分庁は、児童心理司との受け答えや態度の中で年齢不相応な反応や、他人の言動に過敏な様子が見られ、本件児童への適切な心理教育やケアを実施していく必要があると考えていた。

(5) 足立児相所長及び処分庁が、一時保護開始日から11月8日までに審査請求人らから聴取した内容及び処分庁の見解は以下のとおりである。

ア 審査請求人養父は、本件喧嘩により、暴行の被疑事実で逮捕されたが、数日で釈放となった。審査請求人らは、処分庁との面談で本件喧嘩について反省の態度を示しており、今後は飲酒を控えることや親族のサポートを受ける等による改善プランを示した。

イ 審査請求人らは、夫婦喧嘩はこれまでもあったが、本件喧嘩のようなものは今までになく、本件喧嘩以外に本件児童やDに対して暴力をふるったことはないと話していた。

ウ 処分庁は、審査請求人らに対して、本件児童及びDに心理的な傷つきがうかがえることを伝え、心当たりがないか質問したが、心当たりはないと話していた。また本件児童やDらが審査請求人らから暴力を受けた旨の語りがみられることや現状のままでの家庭復帰について不安を抱いていることも伝えたが、審査請求人らは暴力の事実はなかったと話していた。

エ 審査請求人らは、本件児童及びDが不登校になることを懸念し、早期の家庭復帰を求め、一時保護の継続については同意しなかった。

(6) 処分庁は、令和5年11月8日付で、法第33条第5項に基づき、東京家庭裁判所に対して、本件児童及びDの引き続いての一時保護の承認を申し立て、同裁判所は、同年12月12日付で、本件児童について処分庁が同年11月22日以降も引き続き一時保護を行うことを承認する審判をした。

(7) その後処分庁は、本件児童や審査請求人らと面接を重ね、その結果として、審査請求人らに対して、本件児童が手紙を読みたがらないことや虐待に対する認識や再発防止に向けた取り組みが審査請求人らと共有できていないため、本件児童の家庭復帰については前向きに考えることができないという処分庁の方針を伝えた。

(8) 審査請求人らが本件児童との面会を希望したので、親子面会を実施したが、本件児童の希望でホワイトボード越しの面会となり、本件児童の姿が審査請求人らからは見えない形での実施となった。親子面会で本件児童は、審査請求人養父を新しい父と認めたくなったことや審査請求人養父がDに暴力をふるった際に審査請求人母が助けなかったことへの不満、審査請求人らに不信感があるとの文章を読み上げた。面会は本

件児童が途中退席したことにより終了した。

- (9) 処分庁は、本件児童をその祖母（審査請求人母の母親）に引き渡すこととし、令和6年3月1日、処分庁は本件児童について一時保護解除決定を行うとともに、本件処分を行い、本件児童を祖母宅に引き渡した。同月4日、処分庁は審査請求人らに対し、本件処分の通知書を交付した。通知書の「措置理由又は指導内容」には、「虐待の再発がなく、児童が安心・安全な環境の中で生活できるよう、児童福祉司指導・保護者指導とする。父母・母方祖母それぞれが来所をし、児童相談所との約束を守り、安心・安全な家庭環境を確保できるよう指導していく。」と記載されている。
- (10) 審査請求人らは、本件処分を不服とし、令和6年5月29日付けで、本件審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人らの主張

- (1) 審査請求人らは、本件喧嘩をした事はあるが、本件児童に暴行などしたことはない。夫婦喧嘩が激しくなったのは、本件喧嘩だけである。本件喧嘩の原因となった飲酒は控えており、自宅は本件児童にとって、安心安全な環境である。
- (2) 処分庁は一時保護解除前に審査請求人らに約束を求めてきたが、改めて約束をするまでもないことや、本件児童の気持ちをあまりにもないがしろにする内容、かつ、本件児童の利益に著しく反する不合理な内容である。これらの約束は親として到底応じることのできない内容であり、およそ本件児童の将来について真に何が大切なことなのかを考えたものではない。このような約束を守ることは指導措置の内容として必要がない。
- (3) 一時保護される前は、審査請求人らと本件児童との関係は良好だったのであり、本件指導措置は許容性がない。
- (4) Dは一時保護解除後は祖母宅にて生活をしてしたが、自身の意思で審査請求人らと生活するようになった。本件児童が祖母宅で生活を継続しているのは、自宅に戻りたいものの、祖母や処分庁への気遣いから戻れないのである。
- (5) 本件児童の今後の自身への生活の影響、心理的な影響を考えると、本件処分の継続は大きな弊害である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 令和3年6月に子ども総合センターでの係属歴があり、審査請求人養父から本件児童及びDに対する虐待行為について子ども総合センターが虐待行為について審査請求人らに事情を確認し、指導がなされたことがある。

令和4年3月には、飲酒した審査請求人養父と審査請求人母の喧嘩を本件児童が目撃し、本件児童及びDに対する虐待行為について足立児相所長が事情を確認し、指導をしたことがある。

(2) 審査請求人らは、本件喧嘩については認めて反省しているが、それ以外の児童に対する暴言や身体的虐待については日常的にはなかったと話しており、自身らの言動を振り返る様子はなかった。

一時保護中に、風呂で熱い湯に入れる他3点の虐待行為を行ったことが判明したが、審査請求人らはその事実は認めたものの、虐待の意図ではないと主張し、虐待の自覚が見られなかった。

(3) 親子面会の様子や児童との面接、心理検査の結果から、本件児童の心理的な傷つきは度重なる被虐待体験による影響が大きく、審査請求人らとの交流は慎重に行う必要がある。

(4) 処分庁は、本件児童について一時保護解除決定の上、祖母宅に引き渡す方針を立てた。児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインには、「子どもが在宅のまま保護者を援助する場合は事例に応じて措置を採ること」とされ、「児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例は、児童福祉司指導措置等を行うことが必要である」と明記されていることから、処分庁は本件処分を行ったものである。

(5) このように本件処分は、処分庁の理念や法に基づいて適正に行われたものであり、違法・不当な点はない。

理 由

1 本件審査請求の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を適法にし得るためには、当該審査請求をした者の請求が認容された場合に当該審査請求をした者の権利利益が客観的にみて回復可能でなければならない。すなわち、当該審査請求をする法律上の利益

が必要である（最高裁昭和53年3月14日民集32卷2号211頁）。

本件措置は、令和8年3月5日付け措置解除決定通知書により解除されているのであるから、本件審査請求はこれにより法律上の利益を失っている。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

3 審理員意見書及び審査会の答申書と異なることとなった理由

本件審査請求について、審理員意見書及び葛飾区行政不服審査会の答申書は棄却されるべきであるとしたが、事案の概要に記載したとおり、令和8年3月5日付けで本件措置は解除されているため、主文のとおり裁決する。

令和8年4月28日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。